

第1章 地域福祉計画の策定について

1 計画策定の背景

私たちをとりまく社会情勢を見ると、経済不況、人口減少・少子高齢化、核家族化、貧困の問題、価値観の多様化、地域における人間関係の希薄化、家庭や地域でお互いに支え合う機能の低下が顕著となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止などの対応が、ますます地域のつながりの希薄化に大きな影響をもたらしています。

さらに、家庭においては、介護と育児のダブルケア、老老介護、家庭内暴力、虐待、引きこもり、8050問題、医療的ケア児、ヤングケアラー、日常生活への不安やストレス、自殺、孤立死などの生活上の諸問題が複雑かつ多様化し、既存の制度で対応できない状況も発生してきております。

このような中、福祉従事者の負担の増加、東部西部の高齢化による地域の担い手不足、中央部の元から暮らす人と新たに住まう人との繋がりが作れないことや組織の活動が理解を得られないことによる活動参加者の減少、組織の機能低下や維持困難などの問題も顕在化してきています。

今後、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自らの意思で参加し主体的に考えていくことが必要です。人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、すなわち地域共生社会の実現を目指していきます。

この第三次計画は、これまでの取組や社会情勢の変化を踏まえ、今後の地域福祉の在り方や推進の方向性について、基本的な考え方を明らかにするために策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第107条第1項及び関係通知等に基づいて策定するもので、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画です。同項第1号に掲げる「福祉サービスの適切な利用の推進」については、各々の保健・福祉計画において表します。

3 計画の期間

この計画は、令和5年度から令和9年度までの5年計画です。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
紫波町総合計画（基本構想）	二次	第三次									
〃（前期基本計画）	後期	前期								後期	
紫波町地域福祉計画	第二次				第三次						
元気はつらつ紫波計画	第二次			第三次							
母子保健計画	五次	第六次									
子ども・子育て支援事業計画	一期	第二期									
元気はつらつ高齢者計画	第7期		第8期								
障がい福祉プラン	第1次		第2次								
いのち支える自殺対策計画	第1次										
地域防災計画	随時										
紫波町地域福祉活動計画	第1次				第2次						

4 他の計画との関係

この計画は、高齢者や障がい者といった対象者ごとの事業計画ではなく、皆さんがお住まいの「地域」に目を向けたものです。行政には様々な事業計画がありますが、この計画は、保健・福祉関連事業計画等の上位に当たる理念計画であり、総合計画、主な関連事業計画等、紫波町社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関わりは、下の図のとおりです。

